介護サービスを運営する法人代表者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長 介護保険課長

介護サービス事業者の法令遵守の徹底について(通知)

日頃から、川崎市の介護保険行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、先般、新聞報道等で御承知のとおり、川崎市内の指定通所介護事業所において、 人員基準違反(生活相談員を配置していない日が常態化)、介護報酬の不正請求(定員超 過による減算対象であるにもかかわらず、改ざんした記録に基づき通常の介護報酬を不正 請求及び入浴介助加算の不正請求)等の不正事案がありました。

このような事案は、利用者に対して不利益をもたらすだけではなく、国民の介護保険に対する信頼を大きく失墜させる行為でもあります。

各介護サービス事業者におかれましては、法令遵守責任者を中心に、今一度川崎市基準条例に基づいた事業運営及び適切な介護報酬請求がなされているか御確認の上、法令遵守を徹底していただき、サービスの質の向上に努めていただきますようお願いいたします。

また、基準や加算等については、厚生労働省や川崎市において発出した条例、告示、通知、介護保険Q&A等を御確認いただき、解決できない疑問等がある場合は、事前に川崎市高齢者事業推進課又は介護保険課に確認した上で、実施してください。

【事業者指導に関すること】

高齢者事業推進課事業者指導係 担当

電 話:044-200-2679

FAX : 044 - 200 - 3926

【介護給付に関すること】

介護保険課給付係 担当

電 話:044-200-2687

FAX : 044 - 200 - 3926